

アメリカのベトナム政策

ウエイン・モース
(米国上院議員)

Wayne Morse "Humpty Dumpty in Vietnam" in
Progressive, Aug. 1964

ジュネーブ協定の侵犯

戦争が軍人たちにまかせておくにはあまりにも重大なことだとすれば、アメリカ国民はただちにアメリカのアジア政策について意見をのべてしかるべきだ。インドシナ半島におけるわれわれの活動にのこされている唯一の外交手形は、戦争拡大の恐れを多分にともなう十分な軍備増強をやれば、中国および北ベトナム側をラオスより後退せしめ、かつまた南ベトナムの反徒にたいするかれらの援助をやめさせることができるものかもしれないという漠然たる可能性のみである。

中国および北ベトナムの後退と、ベトコンにたいする援助の停止が実現したあかつきには、そのときになつてのみ、アメリカの外交スボーケスマンは同地にたいする国連の介入ないし新たな一四カ国会議の開催を考慮してもよいというであろう。このアメリカの政策は、国連憲章にもとづくわれわれの義務をふくむ国際上の法的義務にあきらかに違反している。さらに悪いことは、われわれはアメリカの安全が直接おびやかされていらない地域において公然と戦争の危険をおかしている。

中国と戦争をする危険性が一九五四年に国務長官ジョン・フォスター・ダレスがつくったインドシナの陰気なルートのいきつくべき終点

だとは、悲しむべき真理である。ダレスは、インドシナにおけるフランスの戦いを継続させることに失敗（アメリカはフランスの戦いを援助し、直接的な軍時行動をおこす約束をした）したのちに、東南アジアにおけるフランスの支配に終止符を打つ一九五四年のジュネーブ協定にアメリカが調印することを拒否した。また南ベトナムも同協定に調印することをやめた。アメリカは、一九五四年の協定について、同協定を国際法として承認し、その侵犯にたいしては「重大な関心を有し、国際の平和と安全をおびやかすもの」と見なすといつている。

一九五四年の協定には、つぎのような条項がある。

第一六条「この協定の発効の日より、ベトナムに増援部隊や追加の軍人をいれることは禁止される」（ただし、すでに現地にいる軍人、つまりフランス軍人の交代は例外とされた）。

第一七条「この協定の発効の日より、ベトナムに戦闘機、海軍機、大砲の部品、ジェット・エンジン、ジェット兵器、装甲車などのごときあらゆる種類の武器、弾薬、その他軍需品をもちこむことは禁止される」（ただし、このばあいにも、「同一様式で同じ性質の部品のばあい」には交換が許された）。

第一八条「この協定の発効の日より、ベトナム領内に新しい軍事基地をつくることは禁止される。」

一九五四年の協定にもとづいて、侵犯問題の調査のためにポーランド、イングランド、カナダよりなる国際管理委員会が設置された。同委員会は、その報告によると、はやくも一九五六年に、南北両ベトナムがともに協定を侵犯している事実を発見している。南ベトナムの侵犯は、アメリカの軍事援助活動と関係がある。

アメリカは、一九五四年の協定が調印されるやいなや、ただちに南ベトナムの新政府にやたらと援助の手をさしのべた。アイゼンハワー大統領は南ベトナム首相ゴ・ディン・ディエムにあてた手紙のなかで、ディエムへの援助を約束するとともに、「アメリカ政府は、この援助がベトナム政府の計画している次くことのできない諸改革の実施に役だつことを期待する」といつている。この手紙こそは、一九六四年のこんにちいまだにわれわれの政策のよりどころとされている。

ジョンソン大統領は、一九六四年に、この手紙がわれわれの援助のよりどころであることに言及している。しかしながら、諸改革についての部分はながいあいだ無視されつづけている。

図々しい政府の態度

客観的に見るならば、アメリカが一九五四年以後の一〇年間に、実質的に南ベトナムを保護国化してきたことは否定しがたい。南ベトナムの新政府は発足と同時に、財政的にわれわれに依存するにいたつた。同政府にたいする反乱が大きくなるにつれて、われわれの援助も増大の一途をたどった。一九六一年までに、一万五〇〇〇名のアメリカ軍人が原地軍の「軍事顧問」として派遣された。ディエム政府が反徒との戦いから仏教徒との戦いに方向転換するにともなって、アメリカの子分である軍人たちがクーデターをおこして同政府を倒した。その後間にまたクーデターがおこって、ドン・バン・ミン派はアメリカの軍事顧問団がそれよりもいっそう強力だと見なしているグエン・カーン将軍のひきいる軍閥にとってかわられた。

いまだかつて南ベトナムは、みずからえらんだ政府をもつたことが

ない。事実、カーン派はそのクーデターを、一部のミン派の将校が親フランスで、同國の中立化をくわだてたという口実によって正当化した。南ベトナムの人民は、いぜんとして政府が抑制しているとはいへ、かれらの希望をすこしもかえりみられたことがない。

現在のカーン政府は、かつてのフランスのかいらいであつたバオ・ダイ政府と、いつたいどのようにちがうのか。わたしとしては、この両者になんらちがいを見いだしえない。

しかるにアメリカの指導者たちは、南ベトナムにおける「自由の擁護」ということをまことしやかに論じたてる。共和党の一下院議員はさいきんわたしあてにつぎのよう書いてきた。

「わたしにわかるかぎりでは、南北両ベトナム政府はどちらも似たもの同士で、いずれの政府も人民とか民主主義とは無縁であつて、かりに双方が白昼サイゴンの大通りで出合うとすれば、お互いにもう一杯メシをくいたいなということが双方に共通の主な関心事であるにすぎないであろう。」

中国との戦争について公然と論じざるをえないような現在のアメリカのベトナム政策は、このようにして生まれてきたのである。さいきん、多くの人びとは、南ベトナムへの介入は恐るべき誤ちだが、すでに介入してしまったかぎりはうしろへしりぞくことはできぬから、知恵をしぼってなんとか焼きなおしをこころみよといつている。だが、かれらはまちがっている。わが国がすでにそうであるように、一国が戦争への道をつっぱしっているさいには、なぜそこまでいったのか、いかなる目的のためか、その目的は他の方法で達成することができないかどうか、ということを検討すべきである。

われわれの目的のひとつは一九五四年の協定を施行することだ、といわれている。北ベトナムと中国とが同協定を侵犯しているというわけだ。われわれは、われわれが参加してもいらない国際協定を施行するために武力を行使する権利を有していると信じている。だがその理由は、いまだかつて説明されたことがない。さらに、なぜわれわれがと

くに一九六一年いろいろおこなってきた第一六、一七、一八条の大々的な侵犯を他の侵犯者の責任を追及する唯一の手段たらしめているのか。その理由も説明されたことがない。

ラオスのばあい、アメリカは領土を中立化するためにつくられた一九六二年のジュネーブ協定に調印している。それゆえに、われわれが犯した違反は、北ベトナムが最初に協定を侵犯したために犯さざるをえなかつたと主張している。われわれの侵犯は、ラオス上空にアメリカ人パイロット操縦の軍用機をとばしたというかたちのものであった。一九六二年の協定は、ラオス政府の要請があるばあいには同国内への軍需品をもちこむことをみとめているが、「ラオスに外国の正規軍や不正規軍、外国の武装集団、外国の軍人をいれること」を禁じてゐる。加うるに、われわれはパテト・ラオ軍を阻止するためにアメリカ軍をラオスでつかうことが必要になる日にそなえて、五回にわたつてタイに軍需品を輸送した。

われわれは、パテト・ラオ軍を助けている共産側と同じく一九六二年の協定をまもつてはいらない。むしろわれわれは、それをつぶすことによつて協定している。

無視された国連憲章

われわれがもつともとまどわざるをえないのは、アメリカが国連憲章を侵犯しているという事実だ。アメリカが国連憲章に調印しているかぎりは、同憲章の第二条第四項を尊重してしかるべきである。同条項は、つぎのように規定している。

「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇ないし武力の行使を、いかなる國の領土保全ないし政治的独立にたいするものも、また国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも、つつしまなければならない。」

他の条項は、諸国が紛争にまきこまれたさいの義務をとくに規定している。第三三條には、つぎのようにべられている。

「第一項、いかなる紛争でもその継続が国際の平和と安全の維持を危うくするおそれのあるものについては、当時者は、まず第一に、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関なし地域的取りきめの利用その他当時者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない。」

国連憲章の第三七条は、つぎのように規定している。

「第三三条にかかる性質の紛争の当時者は、同条に示す手段によつてこの紛争を解決することができなかつたときには、これを安全保障理事会に付託しなければならない。」

この条項には「しなければならない」と書いてある。これは選択ではなくて命令である。アメリカはこの規定を無視しつづけている。

自衛権にかんする条項〔第五一条〕すらも、アメリカが南ベトナムにおいて防衛の名目でとつて行動を認めてはいられない。その条項には、つぎのようにべられている。

「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国にたいして武力攻撃が発生したばあいには、安全保障理事会が国際の平和と安全の維持に必要な措置をとるまでのあいだ、個別的ないし集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当たつてとつた措置は、ただちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和と安全の維持ないし回復のために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章にもとづく機能および責任にたいしては、いかなる影響もおよぼすものではない。」

政府の内外いずれにおいても、国連は時間の浪費であり、共産側は力だけしか理解しないといふことが世論化している。この「方針」はわれわれが国連にもちこむほうがわれわれの利益になるということを

さるまで、当分はつづくであろう。だが、このこじつけの仮説は、まだいくつかの点を無視している。

まず第一に、はたしてわれわれに問題を国連にもちこむべきかいなかを決定する権利があるかどうかということだ。国連憲章の第三五条は、つぎのように規定している。

「国際連合加盟国は、いかなる紛争についても、第三四条にかかげる性質のいかなる事態についても、安全保障理事会ないし総会の注意を促すことができる。」

このばあい、第三四条に言及されている紛争とは国際の平和および安全の維持を危うくするおそれがある紛争のことである。

カンボディアは、アメリカを国境侵犯のかどで国連に訴えた。われわれはこんごの国境侵犯を監視するように国連国境巡察隊の創設を提案した。だがわれわれは、ベトナム戦争にかんするかぎりずうずうしくも国境侵犯をやり、国連憲章の条項にかかわりなくやりたいことはなんでもするということを警告している。

われわれは、ラオスやベトナムにおいて、いつまでこのようなやり方を国連で問題にされることなくやりつづけることができるであろうか。かりにわれわれがほかから第三五条の違反を訴えられるまでそれをつづけるとすれば、アメリカの立場や条件がけつしてひじょうに有利でなくなることは明白だ。

第二に、アメリカは、いつか、近いうちに、なんとなく、なにかちがつた状況のもとで、国連がのりだすことを要請するかもしれないといふ政府のスポーツマンの臆測こそは、問題が眞に国連の管轄内のものであるとの承認にはかならない。かれらはただ、いま国連憲章に固執することはアメリカの利益にならないといつてゐるのである。われわれがまず戦いにから交渉するというのが、かれらの理論である。これは、われわれの国家的利益に合致しないような条約や義務は一片の反古にひとしいということにほかならない。われわれはいつかは国連憲章を紙クズカゴからとりだして活用するかもしけない

が、国連憲章がわれわれの利益に役だつとかんがえられるまではそのままにしておく、というわけである。

かりにこれがわれわれの政策だとすれば、アメリカは国連そのものを破壊し、それが代表している世界の諸問題のための法的なルールの向上・促進をさまたげることに一役買つてことになる。アメリカはみずから自由世界の指導者たることをもつて任じてゐるが、その道徳的な立場は低下し、他国を平和の破壊者として非難する資格は毛頭ないことになる。

第三に、「まず戦い、それから交渉する」（相手が不利なときに交渉する）というやり方は、中国や北ベトナムはわれわれのしないことをするというまったく幻想的な臆測にもとづいてゐる。はたして中国が、かつて朝鮮で直面したと同じような条件に直面しているとすれば、交渉に応ずるかわりに朝鮮でしたと同じように戦いに大軍を注入してくるというふうに予想しうるであろうか。はたして両国が、戦いをいどまれてゐる最中に国連に提訴するとか、交渉に応じるであろうなどとかんがえることができるであろうか。同じ状況のもとでわれわれがそうしなかつたことを想起すべきだ。

われわれは、なんどもジュネーブ協定や国連憲章を侵犯している。われわれは、東南アジアにおいて法をじゅうりんし、平和をかく乱しつつある。われわれが自由を追及しつつあるどころではない。われわれは、南ベトナム人民に君臨する軍事的独裁を支持してゐる。その軍事的独裁の指導者は、われわれの命令に服し、その命令によつてのみ行動するアメリカのかいらいである。

いづれの側が戦いをはじめたにせよ、話し合うことなしに戦いつづけることそれ自体が、国連にとっては国連憲章の侵犯である。たとえ他国がじっさいに協定を侵犯したとしても、他国がさきに侵犯したといふいいわけを用いて戦うことは許されない。それとは反対に、国連にまかせるとか、一四カ国会議にもちこむとか、国連がのりだすまでSEATOに治安維持をゆだねるとかすることの方があつと大切だ。

アメリカにとってはこれらのことことが大切だ。しかし、それらにもましてもっと大切なことは、われわれがアジアにおいて戦争にまきこまれるような愚行を犯さぬことだ。アメリカのスポーツマンはひとりとして、アメリカが中国本土に進撃することが正当だという理由をあきらかにしてはいない。

西側がアジアに君臨する時代は終わった。それはちょうどアフリカにおけると同様である。西側がフランスであろうと、オランダであろうと、イギリスであろうと、アメリカであろうと同じである。その波は、たえずわれわれに、南ベトナムのわれわれの「前線」に打ちよせつつある。

それゆえにわたしは、北ベトナムや中国にまで戦争を拡大することは好ましくないが、われわれはたえず圧力をこうむっているとする現在のアメリカの政策をまことしやかに弁護するような論には賛成しかねる。この種の弁論は、現地の政府が存続するためにわれわれに従属しているかぎりわれわれに圧力がかからてくるのだという事実に反している。グエン・カーンにたいする反乱がまったくなくなるであろうなどとかんがえる根拠はない。その反乱がわれわれの圧倒的な軍事力のためにいざか後退するということはありえても、ひとたびわれわれが介入の度合いをへらそうとするならば、かならずやいきおいをもり返すであろう。われわれが南ベトナムにのぞみうる最善の状態とは、せいぜいのところ膠着状態が闇の山だ。しかし、そのような膠着状態がながびけばながらびくほど、戦争がながびくことは避けられない。

アメリカ政府は手をひけ

マクナマラ国防長官、ラスク国務長官、フェルト提督、ホーキンズ将軍らは公式の声明において、アメリカは共産系の勢力がラオスやベトナムから後退しないかぎりは戦争を拡大せざるをえないと言明している。隣接するフィリピンおよび沖縄の基地のアメリカ軍はすでにラ

オスおよび北ベトナムの空襲のために待機しており、地上部隊はタイからラオスへの進撃態勢をととのえている。

これらのお役人たちは、中国に全責任ありとして、中国を威嚇しようとしている。しかしながら、朝鮮においては、全国連軍がわれわれの味方であったにもかかわらず、中国はすこしもおじけはしなかつた。しかもこんどは、われわれの側にはまったく味方がない。

かりにこんどもわれわれがからいぱりするとすれば（わたしはするともう）、われわれは恐るべき結果をともなう核兵器に訴えるよりほかに手がないではなかろうか。

われわれが一九五四年にやりはじめたことが今日われわれがなしていることを正当化しないことはもちろんのこと、われわれがこんごするおそれのあることにいたっては正当化される余地がまったくない。われわれは、一九五四年に、不可能なことをやりはじめた。すなわち東南アジアにおいて西ヨーロッパ諸国が失った足場の代わりにアメリカの足場をきずきあげようとしたはじめた。

南ベトナムに三億ドル相当の援助をあたえ、一万八〇〇〇名の「軍事顧問」を派遣し、中国との戦争の危険すら招いているが、なんら情勢を好転しえないままだ。すぐさまアメリカ国民が世論を喚起しないかぎりは、アメリカはこの効果のない無益な仕事をいつそう徒労に帰せしめるばかりか、全世界を核兵器による大虐殺のちまたと化す危険を増大させるのみである。

(訳・山口 光朔)